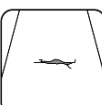
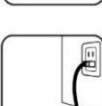


労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

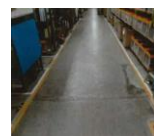
- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- ☐  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ☐  通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ☐  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
- ☐  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



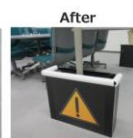
職場3分
エクササイズ



中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー

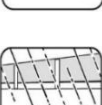


Before



After

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐  凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- ☐  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- ☐  水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- ☐  雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます



エイジフレンドリー補助金

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



中小規模事業場
安全衛生サポート事業



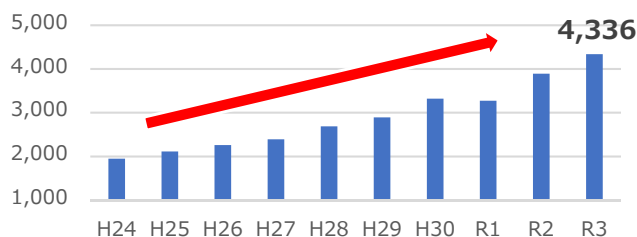
転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。

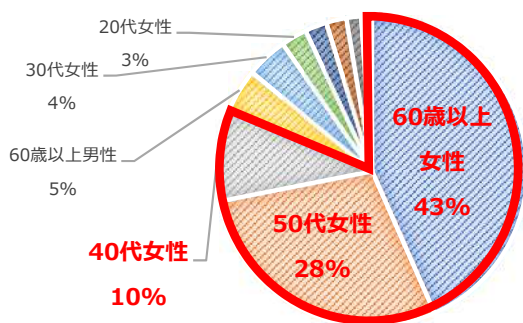
転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



社会福祉施設における転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数

44日

※ 労働者死傷病報告（休業4日以上）による休業見込日数

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

1. 何も無いところでつまずく、足がもつれて転倒

※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む

- ・人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、**転んで骨折するかもしれないという意識を持って歩行や作業をしてください。**
- ・走らないようにしましょう。

2. 段差、家具等につまずいて転倒（見えていない）

- ・前をよく見て歩行、作業しましょう。
- ・事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。

3. 浴室、脱衣所等の水場で滑って転倒

4. こぼれていた水、洗剤等で滑って転倒（見えていない）

- ・よく見て歩行、作業しましょう。
- ・見つけたらほかの労働者の転倒防止のためにもすぐに拭きとりましょう。
- ・水拭き等の後は、乾くまで他の労働者が入らないようにしましょう。

5. 雪、雨で滑って転倒

- ・送迎や訪問介護時も含め、積雪・降雨時の歩行や作業に注意しましょう。



これらは介助中の転倒より多く、**単独作業や移動中の油断や焦り**が転倒による大怪我と長期休業につながっています。

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「**ロコチェック**」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府
ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

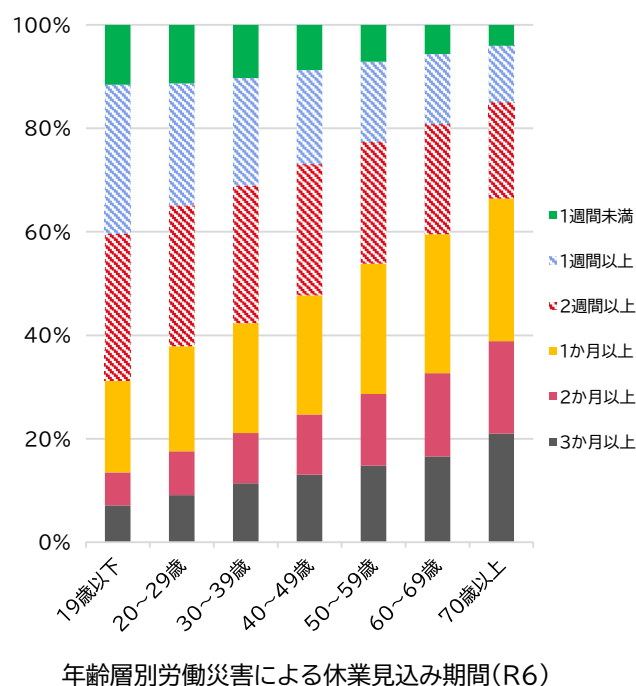
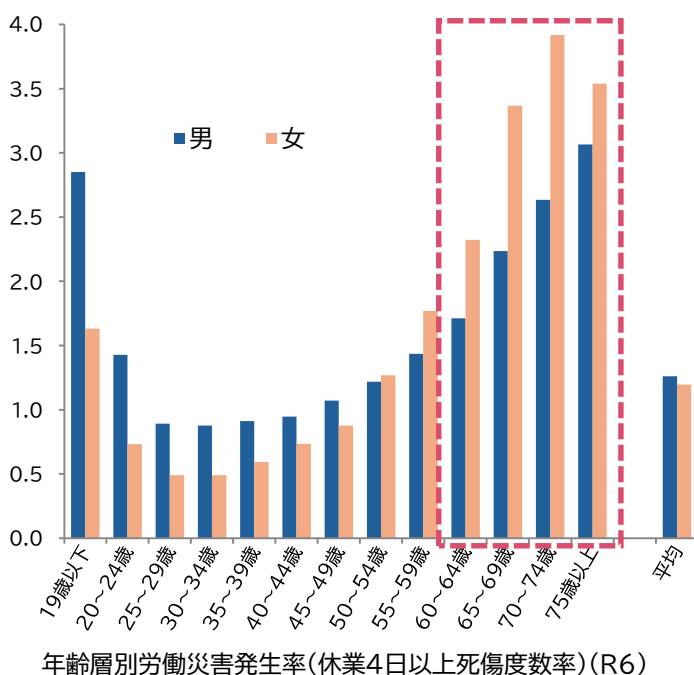
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

[指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒](#)

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家による
リスクアセスメントの実施

【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、
高齢労働者の特性に配慮したリスクア
セスメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4/5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛
生担当者によるリスクアセスメントを
実施し、その結果を踏まえて、右記の
第2段階の申請から行うことも可能で
す(その場合は第1段階の申請は不要
です)。

第1段階の申請期間は、
令和8年8月31日までと
なっております。
ご注意ください。



第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働
者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入そ
の他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者
の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の
労働災害防止対策に要する経費(対象の高齢労働
者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る
業務に就いていること。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む。)

(消費税を除く)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働
者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防の
ための運動指導等の取組

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体
機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家
等による身体機能のチェック及び運動指導等に要す
る経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取
組に要する経費に限ります。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Bの間接補助金額を含む)

(消費税を除く)

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】

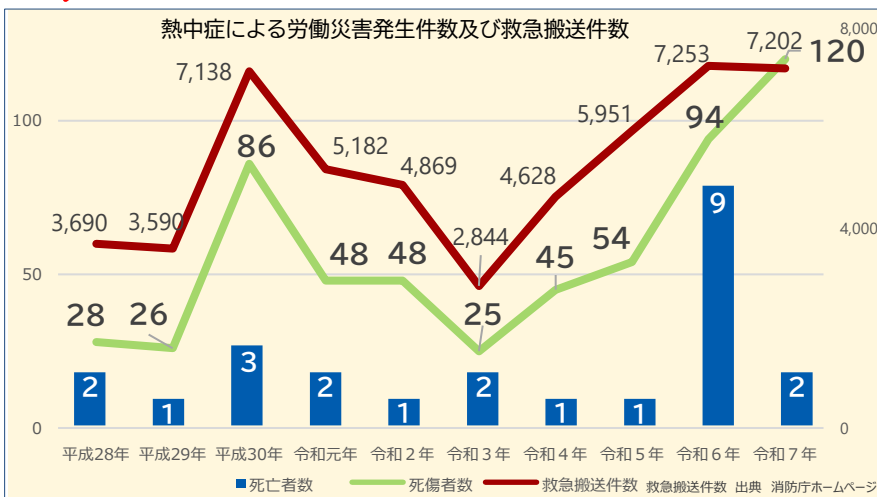
【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

— 職場における熱中症による死亡者ゼロを目指して —

死亡ゼロに

熱中症を予防しよう!



大阪府内では、令和7年の職場における熱中症による休業4日以上**の死傷者数が100人を超え**、そのうち**2人**がお亡くなりになっています。

また、この10年間では、**24人**の方が職場において熱中症によってお亡くなりになっています。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらがり等の症状や重症では**死にいたる**こともあります。

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

キャンペーン期間：5月～9月（重点取組期間7月）



キャンペーン
実施要項

を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症予防対策に取り組みましょう!**

なお、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」については、期間ごとの実施事項に重点的に取り組むことに加え、熱中症による死亡者を出さないために、少しでも異変を感じたら**医療機関へ運ぶまでは一人きりにしない**といった適切な措置を講じるようお願いいたします。

重篤化防止措置

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業を行わせる場合は、「**報告体制の整備**」、重篤化防止のための「**手順作成**」、それぞれの「**関係者への周知**」について、あらかじめ措置しなければなりません。

暑さ指数とは

WBGTとも呼ばれ、気温に加え、湿度、風速、放射熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数で、熱中症警戒アラートなど熱中症予防に幅広く利用されています。

異常時の対応

熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの医療機関の場所を確認しておき、本人や周りが少しでも異変を感じた時には**すぐに医療機関へ運ぶか、救急車を呼びましょう。**

環境省【熱中症（特別）警戒アラート】

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症（特別）警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症（特別）警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。令和8年度については、**4月22日から配信予定です。**

〈配信サービス〉

- ・個人向けメール配信サービス：熱中症警戒アラート等
- ・個人向けメール配信サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・事業者向け電子情報提供サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・「環境省」LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数をお知らせ



環境省
熱中症予防情報
サイト

ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。
(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。
(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)



ス
ト
レ
ス
は
見
え
ま
せ
ん
。

チ
ェ
ッ
ク
し
ま
し
よ
う
。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの簡略版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：
0570-031050
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：
平日10時～17時
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人
労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

ストレスチェックについての相談は
産保センター(※)が開設している
ストレスチェック制度サポートダイヤル
をご利用ください



0570-031050

(全国统一ナビダイヤル)

受付時間 平日10時～17時(土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く)

※ 産業保健総合支援センター(産保センター)は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場のメンタルヘルス対策等の取組に対して、各種支援サービスを 無料 で提供します。

大阪産業保健総合支援センターでは個別訪問支援をしております。

個別訪問支援は専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)が無料で事業場に訪問し、ストレスチェック制度について事業場の状況に応じた具体的なアドバイス、メンタルヘルス対策について支援します。

※ストレスチェックを代行する業者の紹介はしていません。



申込はWEBで！

申込先：大阪産業保健総合支援センター
<https://osakas.johas.go.jp/>



労働安全衛生法に基づく

定期健康診断等の診断項目の
取扱いが一部変更になります

(令和9年4月から適用)

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

診断項目

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査
血圧の測定
貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)
肝機能検査(AST、ALT、γ-GT)(★)
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)
血糖検査(★)
血清クレアチニン検査(★) ※
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
心電図検査(★)



(★)の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは裏面をご覧ください。

変更のポイント

- ☐ **喀痰検査が削除されました。**
健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。
- ☐ **肝機能検査の酵素名が変更されました。**
「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。
- ☐ **「血清クレアチニン検査」が追加されました。**
「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断（高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」）の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

診断項目の省略について

● 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができる**とされています。

● 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く。）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。

→下表参照

● このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**

なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

R 8 .4.28労働大臣告示第204号「労働安全衛生規則第44条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目		医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長		20歳以上の者
腹 囲		次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)／身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査		40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
血液検査	貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者
	血清クレアチニン	40歳未満の者
心電図検査		35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

☐ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。

☐ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師ではない者が一律に行うなどの不適切な運用が懸念されますので、十分ご注意ください。**

駐車場予約アプリ「アキッパ」とは？

近くの空き地や個人宅駐車場を
予約できるサービスです



駐車場を検索

- ✓ Web・アプリですぐに探せる
- ✓ 新規駐車場を随時追加



かんたん予約・決済

- ✓ 混む場所も確実に予約できる
- ✓ オンラインで事前に支払える



スムーズに駐車

- ✓ 確実に停められて安心・快適
- ✓ 現地支払い不要で入出庫が楽

全国に常時
4万ヶ所
以上の駐車場を
利用可能

会員数
400万人※
以上が利用中で
安心・安全

多数掲載
TV・新聞
各メディアで
話題のサービス

※2024年7月時点/貸主は含まない



まずはWeb・アプリから駐車場を探してみましょう！

あきっぱ



サービスの概要を動画でもご紹介しています！
ぜひご覧になってください

<https://www.youtube.com/watch?v=9ERAD2FbQew>



akippa

府営住宅に來訪される訪問系
事業者様へ

府営住宅の駐車場が予約制駐車場としてご利用
できます。

※左の画像はイメージです。
駐車場名やご利用条件は実際とは異なります。

来客用に！

便利な「アキッパ」がおすすめです

PCやスマートフォンで
貸し借りできる
駐車場です

借りる



貸す



アキッパのご利用方法（WEB 版）

※ QR コードを読み取った場合は、下記（4）以降の手順をご参照ください。

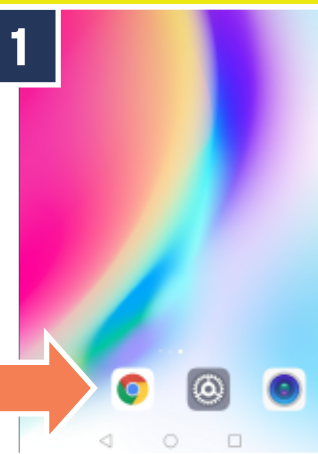
※ アプリ版をご利用の場合は、アプリ起動後に駐車場を検索し、下記（5）以降をご参照ください。

1

インターネットに繋ぐ
ブラウザを起動する

【推奨ブラウザ】

- ・ Microsoft Edge 最新版
- ・ Google Chrome 最新版
- ・ Safari 最新版



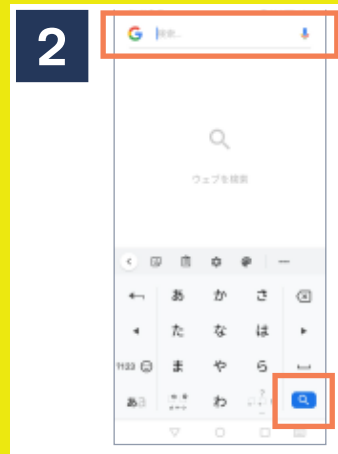
2

ブラウザの検索枠に
「あきっぱ」と入力する

↓

キーボード右下の
ボタンを 2 回押す

※ご利用の OS やブラウザにより
ボタンの見た目が異なります



3

検索結果の画面に
表示されている
「akippa」を選択する



4

車を駐めたい場所の
地域や施設名を入力し、
虫眼鏡マークを押す



5

利用したい駐車場の
ピンを押す

↓

画面下部に出る
「詳細を見る」を押す



6

駐車場の詳細画面を
下に移動させながら確認する



7

予約したい日時を入力し、
「予約に進む」を押す



8

「1分でかんたん、新規登録」
を押して会員登録画面に進む

※会員登録済の方は
「ログインして予約手続きを進める」
からログインしていただき、
⑫以降をご参照ください



9

メールアドレスと
パスワードを入力する

↓

上記の操作完了後に
「新規登録」を押す



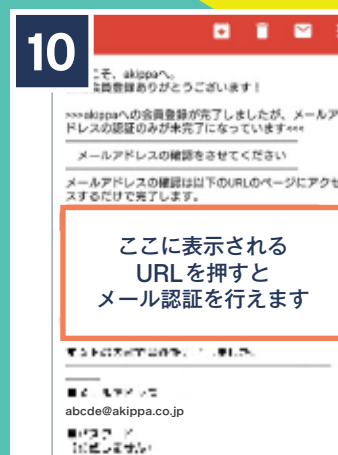
10

⑨で登録したメール
アドレスに akippa
からの認証メールが
届いているのを確認

↓

届いているメール内の
認証 URL を押し
メール認証を行う

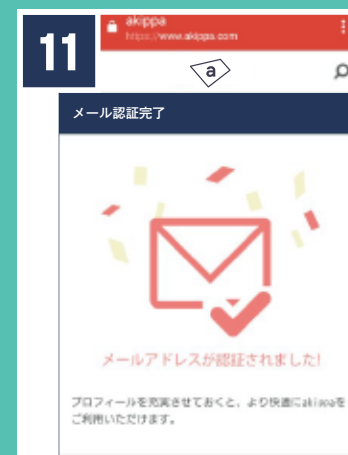
ここに表示される
URL を押すと
メール認証を行えます



11

メールの認証画面が
表示されたら
駐車場詳細画面に戻る

※戻り方が不明な際は、
①～⑤を参照



12

ご利用情報の入力項目に
予約に必要な情報を入力し、
「お支払いに進む」を押す

【必要な情報】

- ・ 電話番号
- ・ 車種
- ・ 車種情報
- ・ ナンバー



13

お支払い方法を選ぶ

↓

下記を入力する

- ・ クレジットカード情報
(クレジットカードで支払いの場合のみ)
- ・ 利用目的
- ・ サイズ確認



14

予約内容に間違いがなければ
「支払いして予約を完了する」
を押し、予約完了する

↓

クレジットカード以外で
お支払いの場合は
下記から予約完了する

- ・ PayPay
- ・ ドコモでお支払い
- ・ au かんたん決済



その他、不明点などございましたら
どうぞお気軽にお問い合わせください！

お問い合わせフォーム
<https://www.akippa.com/index/inquiry>



よくある質問
<https://www.akippa.com/faq>



盲ろう、盲ろう者通訳・介助者派遣事業について

盲ろうとは

視覚と聴覚の障がい重複した状態を盲ろうといい、こうした障がいのある方を盲ろう者（児）といいます。

全盲ろう（全く見えず聞こえない）、弱視ろう（見えにくく聞こえない）、全盲難聴（全く見えず聞こえにくい）、弱視難聴（見えにくく聞こえにくい）

コミュニケーションの方法

障がいの状態や程度に応じて、コミュニケーションや支援の方法は異なります。**家の中で行うような、あらかじめ内容が決まっている支援については、盲ろう者の手のひらに指で文字を書く方法や、盲ろう者の耳元で聞き取りやすい声でゆっくり復唱する方法**などにより、情報を伝えられる場合もあります。また、専門的な知識や技能を習得し、盲ろう者のコミュニケーションを支援する「盲ろう者通訳・介助者」を通訳者として活用することもできます。

盲ろう者通訳・介助者派遣事業（盲ろう者からの依頼に基づく場合）

■対象者 大阪府内に居住する、身体障がい者手帳の1級又は2級の盲ろう者

■派遣対象 次の（１）から（４）のいずれにも該当しない場合に通訳・介助者を派遣します。

（１）通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、一部対象外。

（２）通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合

（３）公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

（４）営利を目的とする場合

■利用料 盲ろう者からの依頼に基づく派遣について、派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けて行おうとする活動に関して発生する通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、派遣を利用する盲ろう者の負担となります。

※行政機関や事業者等が、合理的配慮の提供または環境整備の一環として盲ろう者通訳・介助者の派遣を依頼する場合には、大阪府が実施する

盲ろう者通訳・介助者派遣事業は利用できません。派遣に要する費用は、依頼した行政機関や事業者等の負担となります。

■利用申込 原則として派遣を希望する１０日前までに申込書を提出してください。あらかじめ利用登録が必要です。

■**介護サービスを利用する場合にも本事業による通訳の支援が可能です**

令和２年９月２３日付 厚生労働省事務連絡（抜粋）

盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者（以下、単に「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えない

■お問合せ窓口 盲ろう者等社会参加支援センター（運営：社会福祉法人大阪障害者自立支援協会）TEL：06-6748-0588

個人向け支援金のご案内

従業員のリスキリングに是非ご活用ください！

大阪府スキルアップ支援金

資格取得講座の
受講費用を **50%～75%** 補助します！

国の教育訓練給付金の支給対象外となっている入社後1年未満の方などが、資格取得などを目的とする指定の講座を受講した場合、自己負担する受講費用の一部を補助します。

補助率 3/4（75%） 上限 なし

■ デジタル関係の講座

AI、プログラマー、Webデザイナー、グラフィックデザイナー、CAD、MOS、Excel、Word、ITパスポート、情報処理技術者試験 など

■ 運輸・建設関係の講座

自動車免許（大型（一種、二種）、中型（一種、二種）、準中型、普通二種など）
フォークリフト、ドローン、電気工事、建築施工管理技術検定 など

例えば…

大型免許の取得費用
32万円のうち、**24万円**
補助してもらえた！

**補助率 1/2（50%） 上限20万円**

■ その他の講座

キャリアコンサルタント、宅地建物取引士、健康管理士、医療事務、簿記、語学
介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、ケアマネージャー など

半額（※上限あり）で資格取得を
目指せるから、新しい
職種に挑戦しやすい！



対象講座

**厚生労働省の教育訓練給付制度の対象講座のうち、
2026年4月以降に開講し、2027年2月末までに修了する講座。通信も対象**

◆教育訓練給付制度の詳細については、厚生労働省のHPでご確認ください

厚生労働省 教育訓練給付制度



対象者

大阪府民で、
厚生労働省の教育訓練給付制度に該当しない方

- ・今まで働いたことがない方
- ・パート（週20時間未満）で働いている方
- ・離職してから1年以上経過している方
- ・入社してから1年未満の方 など

過去の利用者の声

- ・資格の勉強にあまり意欲的ではなかったが、支援金をきっかけに前向きに行動できた。（20代男性）
- ・資格を活かして仕事の幅が広がった。（50代女性）



対象や申請方法などチラシ裏面をご覧ください▶

資格を取得できなくても、講座を修了すれば支給されます。
本支援金の対象期間中に上記の講座が開催されない可能性もあります。
受講可能な講座等の情報はホームページよりご確認ください。

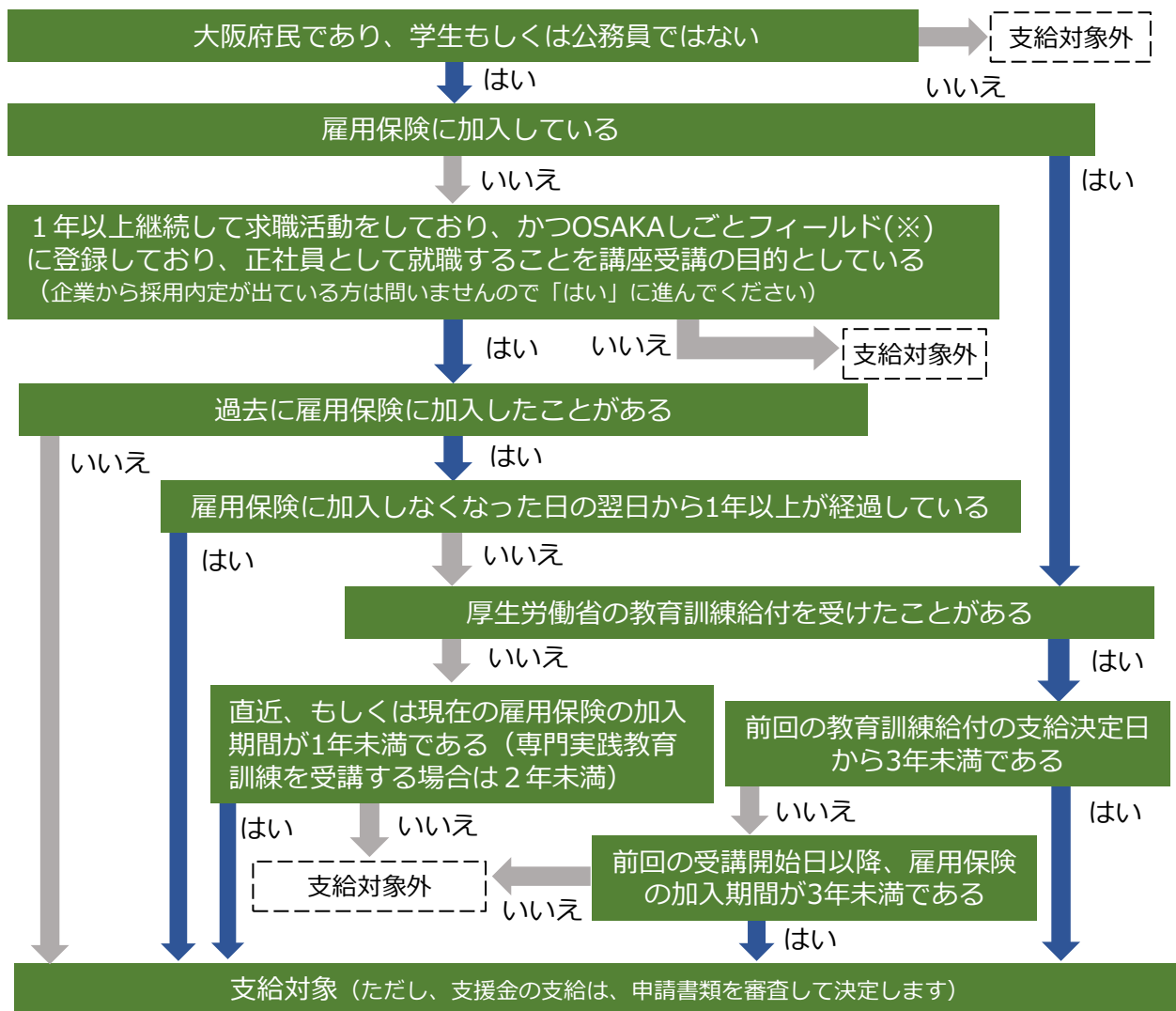
※本事業は、令和8年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しております。76

大阪府 スキルアップ支援金



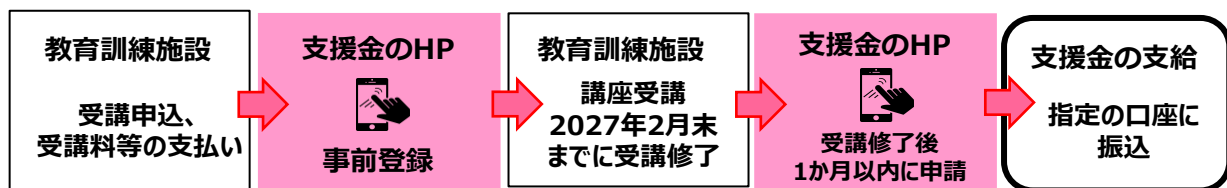
支給対象・対象外フローチャート

★すべて受講開始日時点でお考えください



手続き

※支援金の事前登録の際、OSAKAしごとフィールドにご登録いただけます



※予算がある限り、事前登録は講座受講後でも受け付けます

申請期限：2027年3月10日（水）

〔事前登録順に受け付け、申請期限内であっても予算がなくなり次第終了します。終了した時点で事前登録が無い方は対象になりません。〕

必要書類：領収書、講座の修了証明書、本人確認書類（運転免許証等）等

◆本支援金の詳細の確認および申請は、HPからお願いいたします。

大阪府 スキルアップ支援金



◆ご不明点がございましたら、以下よりお問合せください。

【お問合せ先】大阪府スキルアップ支援金コールセンター
 【電話番号】06-6966-1030（平日9時～18時）
 【メール】お問い合わせフォーム（右記二次元コード）
 【住所】〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか



病院・介護施設・学校等関係者のみなさま

国・市町村
の補助金と
併用可！

電気自動車などの ZEV※に補助でるで！



©2014 大阪府もずやん

災害等の停電時に非常用電源として
活用できてBCP対策にも効果的やで！

※ZEV（ゼロエミッション車）：電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）

申請受付期間：令和8年**5月22日(金)**から**11月30日(月)**まで(必着)

※ただし、申請総額が予算上限に達した時点で受付を終了します。

病院・介護施設・学校等でZEVを導入する事業者に補助を行います。



補助対象と補助金額は以下のとおりです。

国・府合わせて
軽EVで最大68万円
普通EVで最大140万円
補助！

外部給電器

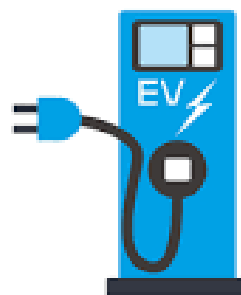
ZEV

急速充電設備

補助 5万円

補助 10万円

補助 10万円



人工呼吸器
などに活用

補助制度の概要

対 象 者	●令和8年4月1日時点で、府内に使用の本拠を有する自動車(軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車等を除く)が30台未満等であり、次のいずれかに該当するもの ・薬局、獣医業、学校教育、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に該当する事業者・団体 ・市町村から指定緊急避難場所、指定避難所、指定一般避難所又は指定福祉避難所に指定されている事業所を有する事業者 ●大阪府気候変動対策の推進に関する条例第9条第2項に基づく対策計画書の届出を行った者 ●府の脱炭素経営宣言に登録した者
対 象 経 費	●ゼロエミッション車(ZEV)※1の導入費 ●外部給電器・急速充電設備※2の導入費 ※1 電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)で、国CEV補助金の対象となる車両に限る ※2 ZEVを導入する場合に限る
補 助 額	●ZEV……………10万円(5台/者まで) ●急速充電設備…10万円(1台/者まで) ●外部給電器…… 5万円(1台/者まで)
補 助 要 件	●業界団体等と連携した給電体験会の開催 ●周知ステッカーの貼付 ●災害時の補助対象車両の活用・充電設備の地域開放 等
申請受付期間	令和8年 5月22日(金) から 11月30日(月) まで(必着)

補助金の申請から交付までの流れ



提出方法 必要書類一式を大阪府行政オンラインシステムで提出してください。
 ※大阪府行政オンラインシステムで提出できない場合はご相談ください

詳細については大阪府ホームページをご確認ください

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/kotsukankyo/haigasus/chusho_hojo.html



お問合せ先

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 脱炭素モビリティグループ
 TEL : 06-6210-9586
 メール : datsutanene-01@gbox.pref.osaka.lg.jp